

2022年度前期の奨学生の募集要項

公益財団法人小堀雄久学生等支援会

1. 奨学生の資格

理工農系の学部の1年～4年生および同系の大学院修士課程の院生で、成績優秀で向学心に富み、品行方正であること。主となる保護者(家計扶養者)の年間収入(税込み)が1000万円以下であること。他の奨学金との重複も可能。

2. 奨学金の額と貸与方法

貸与額は月額4万円(無利息)。3か月ごとにまとめて、奨学生本人の「ゆうちょ銀行口座」に振り込みます。振り込み口座はゆうちょ銀行に限ります。

3. 貸与期間

在籍学年から修学までの最短期間とします。在籍する大学の大学院へ進学する場合は修士まで2年間継続できます。その際、借用承諾書の更新などの手続きが必要です。

4. 募集期日と募集人員

前期(4～6月)と後期(9～11月)の年2回、大学を通して募集しています。ただし後期の採用者は10月からの貸与となります。募集人数は各大学とも前期、後期それぞれ4人以内とします。今回は前期募集となります。

5. 奨学生の義務

奨学生は、年に1回(1月中)、学業(進学)状況、生活状況について報告しなければなりません。書式などについては本人宛に12月中に連絡します。

6. 借用証書と返還計画書の提出

貸与期間が満了した時点で、奨学生は連帯保証人と連署のうえ、借用証書と返還計画書を提出しなければなりません。

7. 奨学金の返還方法

貸与満了後、返還は1年間猶予後、貸与期間の2倍以内に完済してもらいます。なお返還方法は半年賦か年賦とします。その際の振り込み手数料等は奨学生の負担とします。

8. 奨学金の休止、停止

休学や留年したときは貸与を休止し、復学後貸与を再開します。なお修学途中で学籍を失ったとき、また性行が不良で財団が奨学生としてふさわしくないと認めたときは貸与を停止し、これまで貸与した奨学金を直ちに返還してもらいます。

9. 申請の手続き

(1) 提出書類

- ・奨学生願書
- ・連帯保証人（保護者）の収入証明書（源泉徴収票あるいは所得証明書）
- ・学業証明書（1年生は不要、2年生以上は前年度の成績証明書）
- ・大学の推薦状
- ・小論文（奨学金の必要事由、将来の人生設計など）。A4用紙1枚に800字程度にまとめてください（ワープロ可）

10. 提出先と締め切り

大学の奨学金担当部課を通して手続きをお願いします。締め切りは本財団に6月25日まで到着とし、大学窓口の締め切り日は大学の設定する月日をお願いします。 学内締切：2022年6月10日(金)

11. 奨学生の決定及び通知

奨学生採用の可否は、大学の推薦を尊重し、願書に基づき理事会で決定し、すみやかに書面にて大学並びに申請者本人に通知します。採用にあたり借用承諾書を提出してもらいます。

なお、願書などの取り扱いにつきましては、奨学金貸与業務のためにのみに利用します。

以上

問い合わせ先

公益財団法人 小堀雄久学生等支援会
東京都目黒区緑が丘二丁目23番6号
事務局 小堀 洋

(090-7013-2391)

e-mail: koborizaidan@outlook.jp

ホームページ www.koborizaidan.or.jp

公益財団法人小堀雄久学生等支援会奨学生願書

(奨学金貸与規定 別紙様式1)

ふりがな			男	大学・大学院			写真
氏名			女	学部・研究科 学年		年	
生年月日	西暦	年	月	日	学科・専攻		
本人現住所	〒 e-mail						
	電話			携帯			
連帯保証人氏名 (ふりがな)			本人との関係		〒		
				連帯保証人 現住所 電話番号	電話		
生年月日	西暦	年	月	日			
連帯保証人勤務先				勤務先住所 電話番号	電話		
履歴及び家族状況	西暦	年	月				高校卒業
	西暦	年	月				大学入学
	西暦	年	月				大学卒業(見込み)
	西暦	年	月				大学院入学
	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校名など	現住所	年収 万円	
家族							
年収を証明する書類(源泉徴収票または所得証明書等)を併せて提出してください						合計	万円

貴財団奨学金貸与規定により奨学金の貸与を受けたいと思いますので、連帯保証人と連署して申請いたします。

貴財団から貸与を受けた場合は、貴財団奨学金貸与規定を遵守し、また同規則第13条により借用した全額を返済いたします。連帯保証人は、同貸与規則第19条により、本人と連帯してその支払いをいたします。

令和4年 月 日

本人 印

連帯保証人 印

公益財団法人小堀雄久学生等支援会 御中

公益財団法人小堀雄久学生等支援会について

本財団は、大学・大学院で理工農系を専攻する学生で、経済的に学資の支弁に困っている者を支援するために設立した育英財団で、奨学金貸与を主事業としています。ことに将来、わが国の理・工・農・生物系分野で有為な人材として期待され、成績優秀で向学心に富み、品行方正な者に無利息で貸与しています。設立および過去の実績は以下の通りです。

○設立 2011年11月4日一般財団法人設立
 2018年1月24日内閣府より公益財団法人の認可

○奨学金 月額4万円。貸与（無利息）のみ。

○奨学生実績

（2014年度）大学・大学院（東大、横浜国大）3人、高専（鶴岡高専）2人

（2015年度）大学・大学院（東大、横浜国大、群馬大）10人

（2016年度）大学・大学院（東大、横浜国大、群馬大、東京工大、東北大）
10人

（2017年度）大学・大学院（東大、横浜国大、群馬大、山形大、茨城大）
12人

（2018年度）大学・大学院（東大、横浜国大、東京工大、群馬大、茨城大、
山形大、埼玉大、信州大）18人

（2019年度）大学・大学院（東大、横浜国大、東京工大、東北大学、茨城大
学、信州大学、群馬大学、山形大学）12人

（2020年度）大学・大学院（東大、山梨大学、新潟大学）5人

（2021年度）大学・大学院（東大、東京工大、千葉大、群馬大）5人

○財団の基本金 4億4200万円

○役員 理事長 小堀雄久

○所在地 東京都目黒区緑が丘二丁目23番6号
ホームページ <http://www.koborizaidan.or.jp>

公益財団法人小堀雄久学生等支援会奨学金貸与規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人小堀雄久学生等支援会・定款第3条第1号に基づき、奨学金の貸与に関し必要な事項を定め、有為な青少年の勉学を援助することを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 大学・大学院（博士課程前期）の理工農系（医歯学を除く）を専攻する学生および院生で、将来、国の有為な人材として期待される成績優秀で向学心に富み、かつ品行方正な者。保護者（家計扶養者）の年間収入（税込み）が1000万円以下であること。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の貸与

(奨学生の決定)

第3条 奨学生の採用は、大学から推薦を受けた者を理事会で決定し、その結果を本人と大学に通知する。

(必要書類)

第4条 奨学生になろうとする者（以下「申請者」）は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書（別紙様式1）
- (2) 成績証明書
- (3) 大学の推薦状
- (4) 経済的事情を証明する書類

2 連帯保証人は、父母兄弟又はこれに代わる者とする。

(貸与金額)

第5条 貸与する奨学金の月額額は4万円とする。

(貸与期間)

第6条 奨学金の貸与期間は、採用時の学年次から最短の修業年限までとす

る。但し、所定の修業期間満了前に大学の在籍を失ったときはその時点で貸与期間は終了する。

2 修学の中途より貸与を受ける場合も前項と同様である。

(借用承諾書の提出)

第7条 第3条によって奨学金の貸与を認められたものは、連帯保証人と連署の上、「借用承諾書」(別紙様式2)を理事長に提出しなければならない。

(交付方法)

第8条 奨学金は、3か月分まとめて、4、7、10、1月に奨学生名義のゆうちょ銀行口座に振り込む方法によって交付する。

(異動の届出義務)

第9条 奨学生は、次に掲げる場合には、理由を付して直ちに理事長に届け出なければならない。但し、本人が傷病その他やむを得ない事由によって届け出ができないときは、連帯保証人がこれに代わり届け出なければならない。

- (1) 留年したとき
- (2) 停学、退学、その他の処分を受けたとき
- (3) 刑事処分又は少年保護処分を受けたとき
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、勤務先、連絡先に変更があったとき
- (5) 連帯保証人を変更するとき
- (6) 学校の在籍を失ったとき

(レポート等の提出)

第10条 奨学生は、貸与期間中の年度末(1月)ごとに、学業状況、生活状況について報告しなければならない。

(貸与の辞退)

第11条 奨学生は、本人の申し出により、奨学金の貸与を辞退することができる。

(理事会の議決による貸与の終了)

第12条 奨学生が次に掲げる場合は、第6条の貸与期間が満了する前に、理事会の議決により、奨学金の貸与を終了することができる。

- (1) 傷病その他の理由によりおよそ修学の見込みがないとき

- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (4) 本規則に違反し、奨学生として適当でなくなったとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき

第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還義務)

第13条 奨学生は次に掲げる場合には貸与は終了し、奨学生及び連帯保証人は、既に貸与を受けた奨学金の全額について返還の義務を負担する。

- (1) 奨学金の貸与期間が満了したとき
- (2) 奨学金の貸与を辞退したとき
- (3) 学校の在籍を失ったとき
- (4) 前条に定める理事会の議決があったとき

2 前項の場合には、奨学生は連帯保証人と連署のうえ、当財団に奨学金借用証書(別紙様式3)と返還計画書(別紙様式4)を速やかに提出しなければならない。

(利息)

第14条 奨学金の貸与は無利息とする。

(返還方法)

第15条 奨学金は、最後の貸与を受けた月から起算して12カ月を経た後、貸与期間の2倍以内に返還するものとする。ただし、退学処分を受けたことにより貸与が終了した者又は第12条第2号ないし第4号のいずれかを理由として理事会の議決により貸与が終了した者は、最後の貸与を受けた月の翌月の末日限りとして、既に貸与を受けた奨学金の全額を一括で返還しなければならない。

2 返還は半年賦か年賦払いとし、返還にかかわる手数料は奨学生の負担とする。

(返還猶予)

第16条 傷病その他やむを得ない事由のために奨学金の返還が困難な場合には、理事会はその事情を参酌して相当期間返還を猶予することがある。

第17条 奨学生または奨学生であった者が、在学中または卒業後、死亡した時は、奨学金の全部、または一部の返還を免除することがある。

(延滞金)

第18条 奨学生であった者（奨学金の貸与を受け、これを返還する義務を負う者をいう。以下同じ。）が返還を遅滞したときは、年3パーセントの割合による延滞金を支払わなければならない。

(繰上返還)

第19条 奨学金は、本人の申し出により繰上げ返還することができる。

(連帯保証人の責任)

第20条 連帯保証人は、奨学生であった者が負担する一切の債務について、奨学生であった者と連帯して履行の責任を負うものとする。

(奨学生であった者の提出義務)

第21条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に、本人又は連帯保証人の氏名、住所、勤務先、連絡先に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

附則

- 1 この奨学金貸与規則は、2020年3月1日から施行する。